

## 議案第65号

### 職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例

次のとおり職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求める。

令和7年2月20日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 職員の勤務時間、休暇等に関する条例等の一部を改正する条例

（職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正）

第1条 職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第35号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前
---	---	---	---	---	---

<p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 任命権者は、次に掲げる職員（育児短時間勤務職員等を除く。）について、週休日並びに始業及び終業の時刻について、職員の申告を考慮して、第1項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、同項及び第2項の規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申告を経て、単位期間ごとの期間につき第1項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該期間につき前条に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p>	<p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 任命権者は、次に掲げる職員（育児短時間勤務職員等を除く。）について、週休日並びに始業及び終業の時刻について、職員の申告を考慮して、第1項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、同項及び第2項の規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申告を経て、単位期間ごとの期間につき第1項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該期間につき前条に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p><u>(3) 活力ある地域社会の実現に資する活動に従事する職員とし</u></p>
--	---

て人事委員会規則で定めるもの

(休憩時間)

第6条 略

2 前項の休憩時間は、一斉に与えなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要がある場合として

人事委員会規則で定めるとき。

(2) 職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼし、又は能率を甚だしく阻害する場合として人事委員会規則で定めるとき。

(3) 第3条第4項の規定により勤務時間を割り振る場合において、職員からの申告を考慮して休憩時間を置くことが適当である場合

(休憩時間)

第6条 略

2 前項の休憩時間は、一斉に与えなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要がある場合として人事委員会規則で定めるとき及び第3条第4項の規定により勤務時間を割り振る場合は、この限りでない。

<p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 任命権者は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子のある職員</u>が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求したことに請求した場合には、前条第2項に規定する勤務をしないことを承認しなければならない。ただし、公務の運営に支障があるときは、この限りでない。</p> <p>3 略</p> <p>4 任命権者は、配偶者等で負傷、疾病又は老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの(以下「要介護者」という。)のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護するために請求した場合には、深夜における勤務をしないことを承認しなければならない。ただし、公務の運営に支障があるときは、この限りでない。</p> <p>5・6 略</p>	<p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第10条 略</p> <p>2 任命権者は、<u>3歳に満たない子のある職員</u>が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、前条第2項に規定する勤務をしないことを承認しなければならない。ただし、公務の運営に支障があるときは、この限りでない。</p> <p>3 略</p> <p>4 任命権者は、配偶者等で負傷、疾病又は老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの(以下この条及び第17条において「要介護者」という。)のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護するために請求した場合には、深夜における勤務をしないことを承認しなければならない。ただし、公務の運営に支障があるときは、この限りでない。</p> <p>5・6 略</p>
--	--

<p>(無給休暇)</p> <p>第17条 無給休暇は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 子育て部分休暇 職員（育児短時間勤務職員等及び育児休業法第19条第1項の規定により部分休業の承認を受けた職員を除く。）が、<u>中学校修了前の子及びこれに相当する子として人事委員会規則で定める子（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項に規定する障害者又は同条第2項に規定する障害児である子にあつては、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの）</u>を養育するため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇</p> <p>(4) 略</p> <p>2～6 略</p>	<p>(無給休暇)</p> <p>第17条 無給休暇は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 子育て部分休暇 職員（育児短時間勤務職員等及び育児休業法第19条第1項の規定により部分休業の承認を受けた職員を除く。）が、<u>9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子を養育するため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇</u></p> <p>(4) 略</p> <p>2～6 略</p>
---	---

(会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇)

第20条 略

(要介護者が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第21条 任命権者は、職員が要介護者が当該職員の介護を必要とするに至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護の両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 任命権者は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）において、前項に規定する事項を知らせなければならない。

(会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇)

第20条 略

<p><u>(勤務環境の整備に関する措置)</u></p> <p>第22条 <u>任命権者は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われ</u> <u>るようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。</u></p> <p>(1) <u>職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施</u></p> <p>(2) <u>介護両立支援制度等に関する相談体制の整備</u></p> <p>(3) <u>その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する</u> <u>措置</u></p> <p>(人事委員会規則への委任)</p> <p>第23条 略</p>	<p>(人事委員会規則への委任)</p> <p>第21条 略</p>		
<p>(県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)</p> <p>第2条 県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成6年鳥取県条例第36号）の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。</p>			
改	正	後	前

<p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 市町村教育委員会は、次に掲げる職員（育児短時間勤務職員等を除く。）について、週休日並びに始業及び終業の時刻について、職員の申告を考慮して、第1項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、同項及び第2項の規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申告を経て、単位期間ごとの期間につき第1項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該期間につき前条に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p>	<p>(週休日及び勤務時間の割振り)</p> <p>第3条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 市町村教育委員会は、次に掲げる職員（育児短時間勤務職員等を除く。）について、週休日並びに始業及び終業の時刻について、職員の申告を考慮して、第1項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該職員の勤務時間を割り振ることが公務の運営に支障がないと認める場合には、同項及び第2項の規定にかかわらず、人事委員会規則の定めるところにより、職員の申告を経て、単位期間ごとの期間につき第1項の規定による週休日に加えて当該職員の週休日を設け、及び当該期間につき前条に規定する勤務時間となるように当該職員の勤務時間を割り振ることができる。</p> <p>(1)・(2) 略</p>
--	--



(3) 活力ある地域社会の実現に資する活動に従事する職員とし

て人事委員会規則で定めるもの

(休憩時間)

第6条 略

2 前項の休憩時間は、一斉に与えなければならない。ただし、次に掲げる場合は、この限りでない。

(1) 職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要がある場合として

人事委員会規則で定めるとき。

(2) 職員の健康及び福祉に重大な影響を及ぼし、又は能率を甚だしく阻害する場合として人事委員会規則で定めるとき。

(3) 第3条第4項の規定により勤務時間を割り振る場合において、職員からの申告を考慮して休憩時間を置くことが適当であ

(休憩時間)

第6条 略

2 前項の休憩時間は、一斉に与えなければならない。ただし、職務の特殊性又は当該公署の特殊の必要がある場合として人事委員会規則で定めるとき及び第3条第4項の規定により勤務時間を割り振る場合は、この限りでない。

<p><u>る場合</u></p> <p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 市町村教育委員会は、<u>小学校就学の始期に達するまでの子のあ</u>る職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、前条第2項に規定する勤務をしないことを承認しなければならない。ただし、公務の運営に支障があるときは、この限りでない。</p> <p>3 略</p> <p>4 市町村教育委員会は、配偶者等で負傷、疾病又は老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護するために請求した場合には、深夜における勤務をしないことを承認しなければならない。ただし、公務の運営に支障があるときは、この限りで</p>	<p>(育児又は介護を行う職員の深夜勤務及び時間外勤務の制限)</p> <p>第8条 略</p> <p>2 市町村教育委員会は、<u>3歳に満たない子のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該子を養育するために請求した場合には、前条第2項に規定する勤務をしないことを承認しなければならない。ただし、公務の運営に支障があるときは、この限りでない。</u></p> <p>3 略</p> <p>4 市町村教育委員会は、配偶者等で負傷、疾病又は老齢により人事委員会規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるもの（以下この条及び第15条において「要介護者」という。）のある職員が、人事委員会規則で定めるところにより、当該要介護者を介護するために請求した場合には、深夜における勤務をしないことを承認しなければならない。ただし、公務の運営に支障</p>
--	---

<p>ない。</p> <p>5・6 略</p> <p>(無給休暇)</p> <p>第15条 無給休暇は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 子育て部分休暇 職員（育児短時間勤務職員等及び育児休業法第19条第1項の規定により部分休業の承認を受けた職員を除く。）が、<u>中学校修了前の子及びこれに相当する子として人事委員会規則で定める子（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第4条第1項に規定する障害者又は同条第2項に規定する障害児である子）</u>にあつては、<u>18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にあるもの</u>）を養育するため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇</p> <p>(4) 略</p>	<p>があるときは、この限りでない。</p> <p>5・6 略</p> <p>(無給休暇)</p> <p>第15条 無給休暇は、次のとおりとする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) 子育て部分休暇 職員（育児短時間勤務職員等及び育児休業法第19条第1項の規定により部分休業の承認を受けた職員を除く。）が、<u>9歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子</u>を養育するため、勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇</p> <p>(4) 略</p>
--	--

2～6 略

(会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇)

第17条の2 略

(要介護者が介護を必要とする状況に至った職員に対する意向確認等)

第18条 市町村教育委員会は、職員が要介護者が当該職員の介護を必要とするに至ったことを申し出たときは、当該職員に対して、仕事と介護の両立に資する制度又は措置（以下この条及び次条において「介護両立支援制度等」という。）その他の事項を知らせるとともに、介護両立支援制度等の申告、請求又は申出（次条において「請求等」という。）に係る当該職員の意向を確認するための面談その他の措置を講じなければならない。

2 市町村教育委員会は、職員に対して、当該職員が40歳に達した日の属する年度（4月1日から翌年の3月31日までをいう。）に

2～6 略

(会計年度任用職員の勤務時間、休日及び休暇)

第17条の2 略

において、前項に規定する事項を知らせなければならぬ。

(勤務環境の整備に関する措置)

第19条 市町村教育委員会は、介護両立支援制度等の請求等が円滑に行われるようにするため、次に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 職員に対する介護両立支援制度等に係る研修の実施
- (2) 介護両立支援制度等に関する相談体制の整備
- (3) その他介護両立支援制度等に係る勤務環境の整備に関する

措置

(人事委員会規則への委任)

第20条 略

(人事委員会規則への委任)

第18条 略

(職員の退職手当に関する条例の一部改正)

第3条 職員の退職手当に関する条例(昭和37年鳥取県条例第51号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(退職手当の支給)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日及び<u>4週間を超えない範囲内で週を単位として任命権者が定める期間ごとの期間につき職員の1週間当たりの勤務時間以上の勤務時間を定められ、かつ、勤務した日を含む。</u>）が18日（1月間の日数（鳥取県の休日を定める条例（平成元年鳥取県条例第5号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が20日に満たない場合にあっては、18日から20日と当該1月間の日数との差に相当する日数を減じた日数。第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が20日に満たない場合でない。）が20日に満たない場合にあっては、18日から20日と当該1月間の日数との差に相当する日数を減じた日数。第15条第2項において「職員みなし日数」という。）以上ある月が引き続き12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第4条中11</p>	<p>(退職手当の支給)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 職員以外の者のうち、職員について定められている勤務時間以上勤務した日（法令により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が18日（1月間の日数（鳥取県の休日を定める条例（平成元年鳥取県条例第5号）第1条第1項各号に掲げる日の日数は、算入しない。）が20日に満たない場合にあっては、18日から20日と当該1月間の日数との差に相当する日数を減じた日数。第15条第2項において「職員みなし日数」という。）以上ある月が引き続き12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第4条中11</p>

12月を超えるに至ったもので、その超えるに至った日以後引き続き当該勤務時間により勤務することとされているものは、職員とみなして、この条例（第4条中11年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による負傷又は死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。

年以上25年未満の期間勤続した者の通勤による負傷又は病気（以下「傷病」という。）による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分並びに第5条中公務上の傷病又は死亡による退職に係る部分並びに25年以上勤続した者の通勤による傷病による退職及び死亡による退職に係る部分以外の部分を除く。）の規定を適用する。

#### 附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

（経過措置）

2 第1条の規定による改正後の職員の勤務時間、休暇等に関する条例第10条第2項及び第2条の規定による改正後の県費負担教職員の勤務時間、休暇等に関する条例第8条第2項の規定による請求（3歳から小学校就学の始期に達するまでの子を養育するために行うものに限る。）は、この条例の施行の日前においても、人事委員会規則の定めるところにより行うことができる。

## 議案第66号

### 鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例

次のおり鳥取県職員定数条例の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求めらる。

令和7年2月20日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 鳥取県職員定数条例の一部を改正する条例

鳥取県職員定数条例（平成6年鳥取県条例第4号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前
					(定数)



第2条 職員の定数は、次のとおりとする。

- (1) 略
  - (2) 教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員  
2,226人
  - ア 県立学校の職員 2,035人
  - イ アに掲げる職員以外の職員 191人
  - (3)～(7) 略
  - (8) 企業局の職員 48人
  - (9) 略
  - (10) 県費負担教職員 3,978人
- 2 略

第2条 職員の定数は、次のとおりとする。

- (1) 略
  - (2) 教育委員会の事務局及び学校その他の教育機関の職員  
2,215人
  - ア 県立学校の職員 2,027人
  - イ アに掲げる職員以外の職員 188人
  - (3)～(7) 略
  - (8) 企業局の職員 51人
  - (9) 略
  - (10) 県費負担教職員 3,997人
- 2 略

#### 附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

## 議案第67号

### 鳥取県行政組織条例等の一部を改正する条例

次のとおり鳥取県行政組織条例等の一部を改正することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項の規定により、本議会の議決を求めらる。

令和7年2月20日提出

鳥取県知事 平 井 伸 治

#### 鳥取県行政組織条例等の一部を改正する条例

（鳥取県行政組織条例の一部改正）

第1条 鳥取県行政組織条例（平成6年鳥取県条例第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改	正	後	改	正	前
---	---	---	---	---	---

<p>(設置)</p> <p>第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務を分掌させるため、同項後段に規定する知事の直近下位の内部組織として、次の部を置く。</p> <p><u>令和の改新戦略本部</u></p> <p>輝く鳥取創造本部</p> <p><u>男女協働未来創造本部</u></p> <p>総務部</p> <p>危機管理部</p> <p>地域社会振興部</p> <p>福祉保健部</p> <p>子ども家庭部</p> <p>生活環境部</p> <p>商工労働部</p>	<p>(設置)</p> <p>第2条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第158条第1項の規定に基づき、知事の権限に属する事務を分掌させるため、同項後段に規定する知事の直近下位の内部組織として、次の部を置く。</p> <p><u>政策戦略本部</u></p> <p>輝く鳥取創造本部</p> <p>総務部</p> <p>危機管理部</p> <p>地域社会振興部</p> <p>福祉保健部</p> <p>子ども家庭部</p> <p>生活環境部</p> <p>商工労働部</p>
--	--

<p>農林水産部 県土整備部</p> <p>(<u>令和の改新戦略本部の所掌事務</u>)</p> <p>第3条 <u>令和の改新戦略本部の所掌事務は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>略</u></p> <p>(3) <u>略</u></p> <p>(4) <u>略</u></p> <p>(5) <u>略</u></p> <p>(6) <u>略</u></p> <p>(輝く鳥取創造本部の所掌事務)</p> <p>第4条 輝く鳥取創造本部の所掌事務は、次のとおりとする。</p>	<p>農林水産部 県土整備部</p> <p>(<u>政策戦略本部の所掌事務</u>)</p> <p>第3条 <u>政策戦略本部の所掌事務は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) 略</p> <p>(2) <u>略</u></p> <p>(3) <u>略</u></p> <p>(4) <u>略</u></p> <p>(5) <u>略</u></p> <p>(6) <u>略</u></p> <p>(輝く鳥取創造本部の所掌事務)</p> <p>第4条 輝く鳥取創造本部の所掌事務は、次のとおりとする。</p>
---	---

<p>(1) <u>人口減少対策に関する事項</u>（令和の改新戦略本部の所管に係るものを除く。）</p> <p>(2)～(8) 略</p> <p><u>(男女協働未来創造本部の所掌事務)</u></p> <p><u>第5条 男女協働未来創造本部の所掌事務は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1) <u>職場や社会生活における女性の活躍の推進に向けた性別による無意識の思い込みの解消に関する事項</u></p> <p>(2) <u>女性が働きやすく暮らしやすい社会づくりに向けた県民運動に関する事項</u></p> <p>(3) <u>その他男女共同参画社会に関する事項</u></p> <p>(総務部の所掌事務)</p> <p><u>第6条 総務部の所掌事務は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1)～(10) 略</p> <p>(11) <u>私立学校、学術及び科学技術に関する事項</u>（幼稚園に関する事項を除く。）</p>	<p>(1) 人口減少対策に関する事項</p> <p>(2)～(8) 略</p> <p>(総務部の所掌事務)</p> <p><u>第5条 総務部の所掌事務は、次のとおりとする。</u></p> <p>(1)～(10) 略</p>
---	--

る事項を除く。)

(12) 教育の振興に関する総合的な施策の調整に関する事項

(13) デジタル社会の推進に関する事項 (令和の改新戦略本部と

共管)

(14) 略

(15) 略

(危機管理部の所掌事務)

第7条 略

(地域社会振興部の所掌事務)

第8条 地域社会振興部の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(5) 略

(11) デジタル社会の推進に関する事項 (政策戦略本部と共管)

(12) 略

(13) 略

(危機管理部の所掌事務)

第6条 略

(地域社会振興部の所掌事務)

第7条 地域社会振興部の所掌事務は、次のとおりとする。

(1)～(5) 略

(6) 産業廃棄物処理施設 (公益財団法人鳥取県環境管理事業セ

ンターが米子市淀江町小波地内に設置を計画しているものに限

る。) の設置許可に関する事項 (県土整備部と共管)

<p>(6) 略</p> <p>(7) 略</p> <p>(8) 略</p> <p>(福祉保健部の所掌事務)</p> <p>第9条 略</p> <p>(子ども家庭部の所掌事務)</p> <p>第10条 子ども家庭部の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(生活環境部の所掌事務)</p>	<p>(7) 略</p> <p>(8) 男女共同参画社会に関する事項</p> <p>(9) 略</p> <p>(10) 略</p> <p>(福祉保健部の所掌事務)</p> <p>第8条 略</p> <p>(子ども家庭部の所掌事務)</p> <p>第9条 子ども家庭部の所掌事務は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(5) 略</p> <p>(6) 私立学校、学術及び科学技術に関する事項 (幼稚園に関する事項を除く。)</p> <p>(7) 教育の振興に関する総合的な施策の調整に関する事項</p> <p>(生活環境部の所掌事務)</p>
--	---

<p>第11条 生活環境部の所掌事務は、次のとおりとする。</p>	<p>第10条 生活環境部の所掌事務は、次のとおりとする。</p>
<p>(1)～(3) 略</p>	<p>(1)～(3) 略</p>
<p>(4) 廃棄物対策及びリサイクルの推進に関する事項</p>	<p>(4) 廃棄物対策及びリサイクルの推進に関する事項 <u>(地域社会</u></p>
<p>(5)～(15) 略</p>	<p><u>振興部及び県土整備部の所管に係るものを除く。)</u></p>
<p>(商工労働部の所掌事務)</p>	<p>(商工労働部の所掌事務)</p>
<p>第12条 略</p>	<p>第11条 略</p>
<p>(農林水産部の所掌事務)</p>	<p>(農林水産部の所掌事務)</p>
<p>第13条 略</p>	<p>第12条 略</p>
<p>(県土整備部の所掌事務)</p>	<p>(県土整備部の所掌事務)</p>
<p>第14条 県土整備部の所掌事務は、次のとおりとする。</p>	<p>第13条 県土整備部の所掌事務は、次のとおりとする。</p>
<p>(1)～(5) 略</p>	<p>(1)～(5) 略</p>
<p><u>(6) 産業廃棄物処理施設 (公益財団法人鳥取県環境管理事業セ</u></p>	<p><u>(6) 産業廃棄物処理施設 (公益財団法人鳥取県環境管理事業セ</u></p>



ンターが米子市淀江町小波地内に設置を計画しているものに限  
る。)の設置許可に関する事項(地域社会振興部と共管)

(統轄監及び部長)

第15条 略

(部以外の組織及び分掌事務)

第16条 略

(雑則)

第17条 略

(統轄監及び部長)

第14条 略

(部以外の組織及び分掌事務)

第15条 略

(雑則)

第16条 略

(鳥取県立倉吉未来中心の設置等に関する条例の一部改正)

第2条 鳥取県立倉吉未来中心の設置等に関する条例(平成12年鳥取県条例第5号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(<u>鳥取県男女協働未来創造センター</u>)</p> <p>第2条 <u>女性が働きやすく暮らしやすい社会づくりをはじめとして、男女共同参画社会を実現するため、倉吉未来中心に鳥取県男女協働未来創造センター</u>（以下「センター」という。）を置く。</p>	<p>(<u>鳥取県男女共同参画センター</u>)</p> <p>第2条 <u>男女共同参画社会</u>（<u>女性も男性もあらゆる分野で個性と能力を發揮し、ともに参画できる社会をいう。以下同じ。</u>）を実現するため、倉吉未来中心に<u>鳥取県男女共同参画センター</u>（以下「センター」という。）を置く。</p> <p>2 <u>センターは、次の業務を行う。</u></p> <p>(1) <u>男女共同参画社会の形成に関する情報の収集及び提供を行うこと。</u></p> <p>(2) <u>男女共同参画社会の形成に関する講習会の開催及び指導者の養成を行うこと。</u></p> <p>(3) <u>男女共同参画社会の実現を目的とした団体及び個人に活動の拠点を提供し、相互の交流及び連携を進めること。</u></p> <p>(4) <u>性別による差別的取扱いその他の男女共同参画社会の形成</u></p>

<p><u>を阻害する要因となっている問題に関する相談に応ずること。</u></p> <p>(5) <u>その他男女共同参画社会の形成を図るために必要な事業を行うこと。</u></p> <p>3 <u>前2項に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、規則で定める。</u></p>	<p>2 <u>前項に定めるもののほか、センターに関し必要な事項は、規則で定める。</u></p>
<p>(鳥取県男女共同参画推進条例の一部改正)</p> <p>第3条 鳥取県男女共同参画推進条例(平成12年鳥取県条例第83号)の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。</p>	
<p>改 正 後</p> <p>(推進体制の整備)</p> <p>第11条 県は、鳥取県行政組織条例(平成6年鳥取県条例第5号)第2条の規定に基づき<u>男女協働未来創造本部</u>を設置するほか、男女共同参画を推進するために必要な体制を整備しなければならない</p>	<p>改 正 前</p> <p>(推進体制の整備)</p> <p>第11条 県は、鳥取県立倉吉未来中心の設置等に関する条例(平成12年鳥取県条例第5号)第2条第1項の規定に基づき<u>鳥取県男女共同参画センター</u>を設置するほか、男女共同参画を推進するため</p>

<p>に必要ない体制を整備しなければならない。</p> <p>2 知事は、第18条第1項の規定による申出を受けるため、<u>鳥取県男女共同参画センター</u>に窓口を設置し、相談員を配置するとともに、そのほかに窓口を2箇所以上設置するよう努めなければならない。</p>	<p>い。</p> <p>2 知事は、第18条第1項の規定による申出を受けるため、<u>鳥取県立倉吉未来中心の設置等に関する条例（平成12年鳥取県条例第5号）第2条第1項</u>に規定する<u>鳥取県男女協働未来創造センター</u>に窓口を設置し、相談員を配置するとともに、そのほかに窓口を2箇所以上設置するよう努めなければならない。</p>
<p>(鳥取県総合事務所等設置条例の一部改正)</p> <p>第4条 鳥取県総合事務所等設置条例（平成15年鳥取県条例第40号）の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線及び太枠で示すように改正する。</p>	
<p>改 正 後</p> <p>(総合事務所) 第2条 略 2・3 略</p>	<p>改 正 前</p> <p>(総合事務所) 第2条 略 2・3 略</p>

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、鳥取県中部総合事務所  
 に社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条第5項に定める事務  
 を所掌させるものとし、当該事務に係る所管区域は、東伯郡三朝  
 町及び西伯郡大山町とする。

第7条 削陸

(鳥獣対策センター)

第7条 野生鳥獣による農作物等に対する被害の防止に関する事務  
 を所掌させるため、鳥獣対策センターを設置する。

2 鳥獣対策センターの名称、位置及び所管区域は、次のとおりと  
 する。

名称	位置	所管区域
鳥取県鳥獣対策セ ンター	八頭郡八頭町	鳥取県

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(鳥取福祉事務所設置条例の廃止)

2 鳥取県福祉事務所設置条例(昭和30年鳥取県条例第8号)は、廃止する。

(鳥取県附属機関条例の一部改正)

3 鳥取県附属機関条例(平成25年鳥取県条例第53号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改正後	改正前																
別表第1(第2条関係)	別表第1(第2条関係)																
<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>調査審議する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>鳥取県男女協働未来創造センター運営センター運営協議会</td> <td>鳥取県男女共同参画センターの運営のあり方に関する事項</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	調査審議する事項	略	略	鳥取県男女協働未来創造センター運営センター運営協議会	鳥取県男女共同参画センターの運営のあり方に関する事項	略	略	<table border="1"> <thead> <tr> <th>名称</th> <th>調査審議する事項</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> <tr> <td>鳥取県男女共同参画センター運営協議会</td> <td>鳥取県男女共同参画センターの運営のあり方に関する事項</td> </tr> <tr> <td>略</td> <td>略</td> </tr> </tbody> </table>	名称	調査審議する事項	略	略	鳥取県男女共同参画センター運営協議会	鳥取県男女共同参画センターの運営のあり方に関する事項	略	略
名称	調査審議する事項																
略	略																
鳥取県男女協働未来創造センター運営センター運営協議会	鳥取県男女共同参画センターの運営のあり方に関する事項																
略	略																
名称	調査審議する事項																
略	略																
鳥取県男女共同参画センター運営協議会	鳥取県男女共同参画センターの運営のあり方に関する事項																
略	略																